

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	令和6年11月14日(木) 午後1時30分～午後2時8分	
場 所	本庁舎3階3A会議室	
出席者	出 席	市長、石原副市長、高橋副市長、教育長、政策部長、総務部長、都市部長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当秘書課長

議題：結婚新生活支援事業（結婚に伴う新生活の経済的支援）を創設することについて	
担当部課等	政策部総合政策課 こども健康部こども政策課
説明者	政策部長、総合政策課長、課長代理（総合政策担当） こども健康部長、こども政策課長
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明。</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>問. 39歳以下と29歳以下とで補助額を分けているが、県内の状況を見ると、39歳以下で一律の助成額を設定している自治体もある。世帯所得500万円未満という条件を付しているなら、世帯所得に応じて助成額を分けることも考えられるのではないか。</p> <p>答. 39歳以下で一律にするよりも、若い世代の方々への助成を手厚くする必要があると考え、国の制度設計に倣って区分を設定したものである。</p> <p>問. 交付対象者の条件として、婚姻届が受理された時期を、交付決定年度の前年度1月1日からの期間としたのは何故か。</p> <p>答. 国の制度設計に倣い幅広く助成できるように、前年度の1月1日から3月31日までの間に婚姻した場合に、翌年度に申請することを可能にしたものである。</p> <p>問. 助成金額について、上限額に達しなかった場合で、翌年度に限り交付対象となるのはどのようなケースか。</p> <p>答. 1月に結婚して一緒に住み始めた場合、当年度の交付対象は3か月分の家賃等となるが、上限額からこの助成額を除い</p>

	<p>た額について、翌年度に申請することができる。</p> <p>問. 本制度における国の内示率はどのようなか。</p> <p>答. 100%交付される見込みである。国の重点施策として、県からも活用を推奨されている。</p> <p>問. 本制度は「はだの丹沢ライフ支援事業」と一緒に宣伝していくべきであり、事業の創設効果を出すためには、助成金の上乗せも検討する必要があるのではないか。</p> <p>答. 本市は「はだの丹沢ライフ支援事業」により、住宅取得の費用が助成され、加えて本制度により賃借や引越費用が助成対象となるため、賃貸住宅に引越しをした後、住宅取得による定住へと、2段階でのステップアップにつながると考えている。そのため、本制度の申請者に対して、「はだの丹沢ライフ支援事業」も周知することで、一体的な効果が期待できる。</p> <p>問. 結婚当初から住宅を購入する場合において、「はだの丹沢ライフ支援事業」と併用し、引越費用を対象とすることは可能か。</p> <p>答. 「はだの丹沢ライフ支援事業」の方も本制度と同様、国庫補助の活用を予定しているため、年齢や所得要件も含めて国への確認を要するが、併用が可能であれば、「はだの丹沢ライフ支援事業」を活用した住宅取得の場合も、引越費用を対象とする。</p> <p>問. 「はだの丹沢ライフ支援事業」は令和7～9年度で実施する予定なので、本制度も同じ期間で実施するように考えていただきたい。</p> <p>答. 本制度も同期間での実施を考えている。</p>
<p>会 議 結 果</p>	<p>原案了承</p>